

# 平成29年度 春の交通安全県民運動

実施要綱

実施期間 4月6日(木)～4月15日(土)  
4月10日(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

## 交通安全「よく見て 確認 ゆとり行動」県民運動

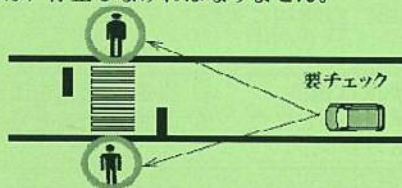
### 運動の重点

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止 ～事故にあわない、おこさない～
- 2 運転者の基本ルール遵守徹底
- 3 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(自転車については、特に自転車安全利用五則の周知徹底)
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

#### ドライバー(四つの確認行動)

##### 1 横断歩道では、歩行者がいることを確認

歩行者がいても止まらなくてよいと思っていませんか？  
横断歩道で歩行者が横断し、横断しようとしている時は、停止しなければなりません。



##### 2 一時停止場所では、しっかり止まって確認

止まらないで、ゆっくり進行していませんか？  
道路標識で一時停止場所と指定されている交差点では一時停止しなければなりません。



##### 3 乗車したら、全席シートベルト着用状況を確認

同乗者が乗車したら、すぐ運転していませんか？  
運転者は、同乗者がシートベルトを着用しているか、確認しなければなりません。



※ 同乗者は、自ら進んでシートベルトをしましょう

##### 4 十分な車間距離を確保

車を運転中、考え事や周囲に気を取られていませんか？  
危険を回避できる距離を保ち、常に前をみて運転に集中しなければなりません。

時速60kmの場合約30m(センターライン3本分)の確保



#### 歩行者(ボンヤリ運転の車から自分を守る二つの確認行動)

##### 1 道路横断時の二度確認

横断開始時だけでなく、道路横断中も、もう一度左右を確認しましょう



##### 2 明るい服装・夜光反射材着用確認

夜光反射材が夜のあなたを守ります。  
夜光反射材を着用しましょう。



主唱 山形県交通安全対策協議会

## 第1 目 的

春は、交通ルールに不慣れな新入学児童(園児)や、運転未熟な新社会人等が、新たに道路交通に参加し始め、さらに高齢者の屋外での活動が活発化することから、交通事故の多発が懸念される。

このことから、広報啓発を通じて広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、積極的に交通安全教育等を推進して交通ルールの遵守を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図る。

## 第2 運動の重点及び推進事項

昨年の県内における子どもの交通事故発生件数は、死亡事故1件を含む360件(対前年比-23件)、死傷者数は392人(対前年比-14人)で、発生件数、負傷者数ともに減少したが、4年連続して子どもが犠牲となる交通死亡事故が発生している。

また、高齢者については、昨年の交通事故死者数28人のうち15人が高齢者(53.6%)であり全体の半数以上を占めていることから、高齢者の交通死亡事故抑止対策は喫緊の課題である。加えて、県内では依然として飲酒運転やシートベルト非着用の交通死亡事故が発生している状況を踏まえ次の5点を運動の重点として取り組む。

運動の重点	推 進 事 項
1 子どもと高齢者の交通事故防止 ～事故にあわないおこさない～	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横断時、手や横断旗で横断する意思を表し、横断開始時と横断中の二度確認の励行</li> <li>○ 夕方からの外出の際は、明るい色の衣服とピカピカ光る夜光反射材着用の徹底</li> <li>○ 運転者は、夕方は早めにライトを点灯し、ハイビームを適正、かつ積極的に活用</li> <li>○ 安全運転に不安がある高齢運転者の運転免許自主返納の促進</li> <li>○ 高齢ドライバーへの安全教育及び安全指導の促進</li> </ul>
2 運転者の基本ルール遵守徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横断歩道付近では、横断歩行者がいないか確認、横断者がいる時は一時停止の徹底</li> <li>○ 一時停止交差点では、「しっかり止まって はっきり確認」の徹底</li> <li>○ 追突事故を起さないため、前車が急停止しても事故を避けられる車間距離の確保</li> </ul>
3 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 (自転車については、特に自転車安全利用五則の周知徹底)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路横断時の「安全な場所で、左右の安全を確認し、まっすぐ横断」の徹底</li> <li>○ 「横断前と横断途中の2回安全確認」の周知と実践</li> <li>○ 自転車安全利用五則の周知徹底</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">① 自転車は車道が原則、歩道は例外</li> <li style="width: 50%;">② 車道は左側を通行</li> <li style="width: 50%;">③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行</li> <li style="width: 50%;">④ 安全ルールを守る</li> <li style="width: 50%;">⑤ 子どもはヘルメットを着用</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車の点検整備と万が一に備えた自転車保険への加入促進</li> </ul>
4 飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転は絶対に「しない、させない、許さない」意識の徹底</li> <li>○ 家庭・職場・地域から飲酒運転者を絶対に出さない広報啓発の推進</li> </ul>
5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</li> <li>○ シートベルトとチャイルドシートの着用の義務・必要性及び着用効果の周知徹底</li> </ul>

## 第3 各機関・団体の具体的重点推進事項

実施機関・団体	具 体 的 重 点 推 進 事 項
全 機 関 ・ 団 体 (共 通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 推進会議の開催、運動の具体的実施計画の策定による推進体制の確立</li> <li>○ 衣類・靴(側面を含む)・鞆・自転車等への夜光反射材活用の促進</li> <li>○ 通勤・通学時における街頭での交通安全指導の実施</li> <li>○ 子どもや高齢者に直接呼び掛けするなど、地域ぐるみで見守る環境の構築</li> <li>○ 「ながらスマホは絶対にしない」意識の徹底</li> </ul>
国・県・市町村 (県・地区・市町村交対協を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運動出発式等の実施による広報・啓発</li> <li>○ 子どもと保護者、高齢者が共に参加する世代間交流型の交通安全教室の開催</li> <li>○ 直接貼付活動等による夜光反射材の普及及び着用促進</li> </ul>
警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幹線道路における指導取締りと立哨交通監視や警戒活動によるドライバーへの注意喚起の強化</li> <li>○ 青年ドライバー、高齢ドライバー等の対象に応じた参加・体験・実践型の安全教育の推進</li> <li>○ 高齢交通弱者(高齢歩行者・高齢自転車利用者)の保護と指導の推進</li> <li>○ 「横断前と横断中の2回安全確認」と「自転車も交差点ではしっかり止まって、はっきり確認」の周知広報の強化</li> </ul>

実施機関・団体	具 体 的 重 点 推 進 事 項
教育委員会 幼稚園・保育所 小・中・高等学校 P T A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手や旗等で合図する「道路横断の意思表示」の実践</li> <li>○ 新入学児童(園児)に対する交通安全指導、通学路等の危険箇所の点検把握による安全対策の推進</li> <li>○ 自転車の安全利用と交通ルールの遵守指導</li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路パトロールの強化</li> <li>○ 通学路、事故多発地点での交通安全施設の点検・整備</li> </ul>
山形運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 街頭車両検査等による不正改造車、整備不良車の排除、過積載運行防止の指導</li> <li>○ 自動車運送事業者等に対する運転管理の徹底、車両点検整備の促進指導</li> </ul>
山形労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(①交通労働災害防止のための管理体制の確立 ②適正な労働時間等の管理、走行管理 ③教育の実施 ④健康管理 ⑤交通労働災害防止に対する意識の高揚 ⑥荷主、元請による配慮)の周知徹底</li> </ul>
交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩行者、バイク・自転車利用の子どもや高齢者等に対する安全指導の強化</li> <li>○ 直接貼付活動等による夜光反射材の着用促進</li> </ul>
安全運転管理者協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 思いやりを増やして交通事故を減らす「山形スマートドライバー運動」の推進</li> <li>○ 夕方早めにヘッドライトを点灯し、「見るための光」と「見られるための光」というコミュニケーションで交通事故を減らす「おもいやりライト運動」の推進</li> </ul>
指定自動車教習所協 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢運転者等に対する教習所開放による参加・体験・実践型交通安全教育の推進</li> <li>○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の義務・必要性及び着用効果についての指導</li> <li>○ 飲酒運転の危険性、悲惨さについての啓発・指導</li> <li>○ 道路横断時・交差点における安全な通行についての啓発・指導</li> </ul>
J R 東 日 本 踏 切 道 事 故 防 止 関 係 団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 踏切事故防止キャンペーンの実施</li> <li>○ 踏切内への誤進入の防止など踏切の安全通行の指導広報の実施</li> <li>○ 踏切における緊急措置(非常ボタンの取扱い、踏切に閉じこめられた時の脱出方法等)の周知徹底</li> </ul>
トラック協会、バス協会 ハイヤー協会 ハイヤー・タクシー協会 自家用自動車協会 自動車販売店協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新入社員等若年運転者を対象とした安全運転研修の実施</li> <li>○ 過積載防止運動の展開</li> <li>○ 「みんなで声だし安全運転」、「目で確認!大きな声で安全確認!」の励行</li> <li>○ 子どもや高齢者に対する交通事故防止の呼びかけ(来店客等に対する呼びかけ)</li> </ul>
二輪車普及安全協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 街頭での安全点検・指導</li> <li>○ 高速道路での自動二輪車二人乗りに関する安全運転の広報啓発</li> </ul>
サイクリング協会 自転車軽自動車商 協 同 組 合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車利用時の交通ルールの普及と夜光反射材等の活用促進</li> <li>○ 自転車点検整備の推進と自転車保険の加入促進(TSマーク普及促進)</li> </ul>
交通安全母の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故にあわない・おこさない家庭づくりの推進(愛の一声運動)</li> <li>○ 新入学児童(園児)に対する交通安全指導、世代間交流による交通安全活動</li> <li>○ 直接貼付活動等による夜光反射材の着用促進</li> </ul>
老人クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会員が交通事故当事者にならないための情報発信</li> <li>○ 直接貼付活動等による夜光反射材の着用促進運動の推進</li> <li>○ 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催</li> </ul>
旅館、麺類飲食、料理飲 食、鮎商、社交各生活衛 生同業組合、小売酒販 組合連合会、酒造組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転は見逃さない呼びかけの徹底</li> <li>○ 飲酒運転をするおそれのある者へ酒類提供をしない呼びかけの徹底</li> <li>○ 客等に対する飲酒運転の車への同乗が犯罪であることの広報啓発</li> <li>○ 客等に対する飲酒運転防止の提案(ハンドルキーパー、公共交通機関、代行車、宿泊施設利用等)の促進</li> </ul>

## 第4 活動強化の日

街頭指導強化の日：4月6日(木)・10日(月)・14日(金)

